

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第25期（2021年6月1日～2022年5月31日）

株式**クリエイトSD**ホールディングス
会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(<https://www.createsdhd.co.jp/>)

■業務の適正を確保するための体制および運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システムの体制整備に関する基本方針を以下のように定めております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章たる「行動規範」をあらゆる行動の規範とする。また、総務部を主管部署として内部統制システムの構築・維持・向上を図ると共に、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し徹底を図るものとする。
- (b) 内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせると共に、コンプライアンスの統括部署として、総務部にその機能を持たせる。
- (c) 監査等委員会は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができる。
- (d) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (e) 法令違反その他のコンプライアンスに関する問題についての社内報告体制として、総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理すると共に、規程に定められた年限は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、当社及び子会社の業務執行に係る主要なリスクとして、以下(イ)から(ホ)のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

(イ) 法的規制に係るリスク

- ・ 医薬品医療機器等法、介護保険法などによる許認可に係るリスク
- ・ 医薬品の販売規制緩和等による競合環境の変化に係るリスク

(ロ) 出店の進捗に係るリスク

- (ハ)調剤業務の医療過誤、介護サービス中の事故に係るリスク
- (ニ)薬剤師、登録販売者及び看護師など有資格者の確保に係るリスク
- (ホ)個人情報の管理に係るリスク

(b) リスク管理に当たっては、「危機管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を決定し、管理体制を構築するものとする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、社内関係部署及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に会長、社長等によるトップミーティングで方向性を確認し、取締役会の承認を得て執行するものとする。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する「行動規範」を定め、これを基礎として意思決定、業務執行を行うものとする。
- 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査等委員会に報告すると共に、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (b) 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」において、当社の承認を要する事項及び当社への報告を要する事項並びにその手続をそれぞれ定め、これを運用して行うこととする。
- (c) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンスに関する問題があると認めた場合には、内部監査室長又は総務部長に報告するものとする。
- 内部監査室長又は総務部長は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。

監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (d) 子会社の法令違反その他のコンプライアンスに関する問題については、コンプライアンス委員会を設置してこれを審議し、また社内報告体制として、子会社においても当社総務部長等を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うこととする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当社取締役、使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は特別にこれを定めることはせず、監査等委員会の判断のもとに必要に応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助に当たらせることとする。監査等委員会が業務補助者の独立性について疑義を持った場合には、取締役会に報告すると共に、その是正を求めることができるものとする。
- (b) 監査等委員会の補助者は当該業務の執行に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）以下補助者の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会に報告すべき事項及び時期についてあらかじめ監査等委員会と協議するものとし、また、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。また、監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- (b) 「内部通報規程」に定める社内通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスに関する問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- (c) 監査等委員会は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

また、総務部を対応統括部署として情報の一元管理、警察等の外部専門機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、これを継続・深耕すると共に、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を推進する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規定を定めると共に財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。

(b) 内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

2 業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況

当社では、前記の内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合性及び効率性の確保

定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を7回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について確認・決定すると共に、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。

また社長、担当取締役及び常勤の監査等委員である取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署及び各子会社から報告を受けました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

「稟議規程」「文書管理規程」に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書及びデータを時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会等を通じて各社社長又は管理責任者から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

④ 監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性確保及び使用人に対する指示の実効性確保

監査等委員である取締役の職務の補助に当たった業務関連部署の使用人の当該補助業務遂行時における、取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び使用人に対する指示の実効性に対する疑義の指摘は、使用人、監査等委員である取締役のいずれからでもありませんでした。

⑤ 取締役及び使用人から監査等委員である取締役への報告

監査等委員である取締役に報告すべき事項の報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けた事例は、内部通報を含め認められませんでした。

⑥ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

監査等委員である取締役が、その職務執行に伴い生ずる費用については、規定に基づき前払い又は償還等の処理が速やかに行われています。

⑦ **その他監査等委員会の監査に関する実効性確保**

代表取締役は、監査等委員会と会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換しました。また監査等委員は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行いました。

⑧ **反社会的勢力排除**

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

■連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
連結子会社の数
連結子会社の名称

4社
㈱クリエイトエス・ディー
ウェルライフ㈱
㈱サロンデイ
百合ヶ丘産業㈱

- ② 非連結子会社の状況
非連結子会社の数
非連結子会社の名称

2社
㈱エスタ
㈱クリエイトビギン

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称 (株)エスタ
(株)クリエイトビギン

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用非連結子会社は、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券
定額法による償却原価法

子会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
工具器具備品	3年～20年

ロ. 無形固定資産 定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. ポイントカード引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度により付与したポイントの使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 転貸損失引当金 転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃借料収入総額を控除した金額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、店舗の顧客に対して、化粧品、医薬品、雑貨及び食品等の商品を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、履行義務商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイントを履行義務として識別し、使用実績率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債を算定しております。契約負債は、ポイントの使用時及び失効時に取崩し、収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の発生する期間にわたって均等償却を行っております。

⑦ 消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針の適用

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービス

の支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社グループが運営するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

また、消化仕入れに係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、ポイント引当金は3,700百万円減少し、契約負債は3,580百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は3,738百万円減少し、売上原価は438百万円減少し、販売費及び一般管理費は3,350百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ50百万円増加しております。

また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は48百万円増加しております。

(2) 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイントカード引当金」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「ポイントカード引当金」にそれぞれ区分表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

株式会社クリエイトエス・ディーの店舗固定資産の減損に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	連結計算書類計上額（百万円）
減損損失	623

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 店舗固定資産の減損損失に係る算出方法の概要

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。兆候があると判定された資産グループは減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上しております。

減損の兆候は、市場価額の著しい下落又は収益性の悪化により判定しますが、当該資産グループを使用した営業活動から生じた損益の状況や、経営環境及び市場価額の状況など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損の兆候が識別された資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識しております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうにより測定しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

当連結会計年度において、株式会社クリエイトエス・ディー（以下「CSD」という。）の店舗固定資産に係る減損の兆候の判定は、主としてCSDの各店舗に係る営業損益実績および将来損益計画、また新店に関しては取締役会で承認された損益計画と実績の比較により行っており、減損の認識の要否判定の基礎となる割引前将来キャッシュ・フローは各店舗の将来損益計画を前提としております。

各店舗の将来損益計画に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、各店舗の地域特性に応じた市場環境の変化を考慮した予測売上高、予測売上原価率等であります。これらの主要な仮定は、各店舗の過去実績を基礎とした上で、決算時点で入手可能な情報を考慮して設定しております。CSDは将来の不確実性も考慮の上で各店舗の損益計画を策定しており、当該損益計画は実行可能な、合理的なものであると判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来損益計画の達成度合いは競合他社や市場の動向の変化の影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど、不確実性が伴います。そのため実績が損益計画から著しく下方に乖離するなどして、翌連結会計年度に多数の店舗について減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り)

固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、現時点において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の今後の拡大や終息時期等を正確に予測することは困難な状況にあるものの、その影響は限定的であるとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,761百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	66,819,342株	一株	一株	66,819,342株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2021年8月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,454百万円
- ・ 1株当たり配当金額 23円
- ・ 基準日 2021年5月31日
- ・ 効力発生日 2021年8月30日

なお、配当原資については、利益剰余金であります。

ロ. 2022年1月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,454百万円
- ・ 1株当たり配当金額 23円
- ・ 基準日 2021年11月30日
- ・ 効力発生日 2022年2月4日

なお、配当原資については、利益剰余金であります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年8月26日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 1,454百万円
- ・ 1株当たり配当金額 23円
- ・ 基準日 2022年5月31日
- ・ 効力発生日 2022年8月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、各事業の事業資金については、資金計画に照らして必要な額を事業会社毎に銀行借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い短期の預金で運用しております。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格のリスクに晒されております。

未収入金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、未収入金、敷金及び保証金については、与信管理規定に従い、取引先ごとの期日及び残高管理をするとともに財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を見直しております。

買掛金は、資金調達に係るリスクに晒されますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
満期保有目的の債券	10	9	△0
その他有価証券	55	55	—
② 長期貸付金	9,868	10,031	
貸倒引当金	△35	△35	
	9,832	9,995	163
③ 敷金及び保証金	11,251	10,877	△374
資産計	21,149	20,937	△211

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額95百万円）は「①投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	55	—	—	55

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
満期保有目的の債券	—	9	—	9
長期貸付金	—	9,995	—	9,995
敷金及び保証金	—	10,877	—	10,877
資産計	—	20,882	—	20,882

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：その他の有価証券については、上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。満期保有目的の債券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっておりレベル2に分類しております。

長期貸付金、敷金及び保証金：長期貸付金、敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算出する方法により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2021年6月1日 至2022年5月31日）

商品部門の名称	金額(百万円)
ドラッグストア事業	
医薬品	94,159
O T C	57,350
調剤薬局	36,808
化粧品	42,075
食料品	136,437
日用雑貨品	54,815
その他	16,751
小 計	344,239
スーパーマーケット事業	4,270
介護事業	2,116
顧客との契約から生じる収益	350,626
その他の収益	117
外部顧客への売上高	350,744

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	9,682	11,158
契約負債		
契約負債	3,400	3,580
前受金（流動負債その他）	2,118	2,406
	5,518	5,986

契約負債は、当社が運営するポイント制度において、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、使用実績率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。前受金は当社の自社電子マネーの入金残高であります。契約負債は、ポイントの付与に伴い増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。前受金は、電子マネーの入金に伴い増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,918百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,681円84銭

(2) 1株当たり当期純利益 199円24銭

(注) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、収益認識に関する会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は1円32銭増加、1株当たり当期純利益は55銭増加しております。

■個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導、経営管理を行っております。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識基準に関する会計基準の適用指針の適用

・ 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価

算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権	166百万円
② 短期金銭債務	4百万円

(2) 保証債務

以下の会社の介護施設の入居一時金返還債務及びこれに係る取引銀行の支払承諾に対して、次のとおり連帯保証を行っております。

ウェルライフ株式会社	131百万円
------------	--------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益	7,711百万円
(2) 営業費用	8百万円
(3) 営業取引以外の取引高	1百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	3,600,755株
--------------------	------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	19百万円
未払社会保険	0百万円
貸倒引当金	347百万円
子会社株式評価損	23百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	390百万円
評価性引当額	△370百万円
繰延税金資産合計	20百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	786円21銭
1株当たり当期純利益	105円35銭

(注)「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、収益認識に関する会計基準等を適用しております。なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	
			役員の兼任等	事業上の関係
子会社	(株)クリエイトエス・ディー	直接 100%	兼任6名	経営指導
子会社	(株)サロソデイ	直接 100%	兼任3名	経営指導

(単位：百万円)

会社名	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(株)クリエイトエス・ディー	経営指導料	1,739	営業未収入金	165
(株)サロソデイ	資金の貸付	50	関係会社 長期貸付金	1,135
	利息の受取	1	未収収益	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。
 2. 取引条件については、対価の算定方法として合理的な方法を契約により決定しております。
 3. (株)サロソデイに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 4. (株)サロソデイに対する貸付に対し、1,135百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において50百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。